

駐車施設の整備に関する協議前チェックリスト

【共通】

項 目	チェック欄
付近見取図	
事業地の位置が明確に分かる図面となっているか。	☐
区域外駐車場が存する場合、事業地との位置関係が分かる図面となっているか。 ※区域外駐車場がない場合、チェック不要	☐
配置図	
規定のとおり、駐車・駐輪台数が確保されているか。 また家族向住戸2戸以上の場合は、規定のとおり、来客者用駐車場が確保されているか。	☐
規定のとおり、駐車・駐輪スペースが確保されているか。また寸法が記載されているか。	☐
駐車、駐輪スペースの色分けができているか。（自動車：赤、自転車：青、原付・自動二輪：緑）	☐
規定のとおり、自動車車路幅・自転車通路幅が確保されているか。また寸法が記載されているか。 規定幅の確保が困難な場合、道路表示等による安全対策を検討したか。	☐
機械式駐車、ラック式駐輪等を使用する場合、カタログまたは構造図を添付しているか。 ※使用しない場合、チェック不要	☐
求積図等 ※個別協議施設の場合、チェック不要	
駐車・駐輪台数を算出するために必要な戸数、算定面積、延べ床面積、客室数いずれかが分かる図面となっているか。（配置図で分かる場合は別途不要）	☐
共同住宅（小世帯・単身者向住戸15戸以上かつ敷地面積が300㎡以上または家族向住戸2戸以上かつ敷地面積が3,000㎡以上）において駐車施設の台数緩和を適用する場合、条件として設置される施設の面積が分かる図面となっているか。（配置図で分かる場合は別途不要。） ※共同住宅で緩和適用なし及び共同住宅以外の建物の場合、チェック不要	☐
駐車・駐輪台数の算出過程（緩和計算を含む）が分かる数式が記載されているか。（配置図内に記載されている場合は別途不要。）	☐
各管理者との協議について ※協議事項がない場合、チェック不要	
歩道切下げ新設、撤去、復旧等・側溝蓋掛け等の整備・道路表示、看板の移設撤去等を行う場合、道路管理者（道路室または茨木土木事務所）と協議を行ったか。	☐
規制、標識、信号等の移設・交差点から近い車両出入口を整備等を行う場合、交通管理者（吹田警察署）と協議を行ったか。	☐

※これ以降は区域外駐車場を設ける場合のみ、チェック

【区域外駐車場を設ける場合（小世帯・単身者向住戸 1 4 戸以下の場合）】

項 目	チェック欄
付近見取図	
事業地との位置関係（2 km以内）が分かる図面となっているか。	☐
区域外駐車施設平面図等	
駐車場の区割りが分かる図面となっているか。	☐
駐車予定位置が分かる図面となっているか。	☐
駐車場写真と相違ない図面となっているか。	☐
区域外駐車施設現況写真	
別の者が使用している状況ではないか。	☐
駐車場の状況が分かる写真となっているか。	☐
区域外駐車施設を設置する理由	
建築物または敷地の状況によりやむを得ない場合等に該当する理由となっているか。	☐

【区域外駐車場を設ける場合（小世帯・単身者向住戸 1 5 戸以上、住宅以外の建築物の場合）】

項 目	チェック欄
区域外駐車台数	
駐車設置義務台数の1/2以下の台数となっているか。（駐車設置義務台数が1台の場合を除く。）	☐
付近見取図	
事業地との位置関係（2 km以内）が分かる図面となっているか。	☐
区域外駐車施設平面図等	
駐車場の区割りが分かる図面となっているか。	☐
駐車予定位置が分かる図面となっているか。	☐
駐車場写真と相違ない図面となっているか。	☐
区域外駐車施設現況写真	
別の者が使用している状況ではないか。	☐
駐車場の状況が分かる写真となっているか。	☐
区域外駐車施設を設置する理由書	
建築物または敷地の状況によりやむを得ない場合等に該当する理由となっているか。	☐